

平成26年度 労働基準法等実務講座(第1回)

このセミナーは、当協会が実施する平成26年度三大実務講座である「労働基準法等実務講座」・「労災保険実務講座」・「年金・社会保険実務講座」のうちの一つです。

労働基準法・最低賃金法は、労働条件の最低基準を定めている法律で、アルバイト、パートなど名称にかかわらずすべての労働者に適用されます。「若者の使い捨て」が問題になっていますが、法令手続を誤りなく行うことが求められていることから、この講座では、3回にわたり、どのような場面で、どのような手続を、どのようにすればよいのかをマスターします。なぜ、その手続が必要なのか又は必要ないのか、労働基準監督署が重視するポイントは何かといった点を法的に理解できます。

講師は実務に精通した元労働基準監督官で、事例を踏まえてわかりやすく解説しますので、会社の担当者の方、是非この機会に受講されることをお勧めします。(質問事項を予めお受けします(裏面))

日 程：第1回 平成26年10月8日(水)

時 間：各回共 午後1時30分から午後4時30分まで

場 所：中央労働基準協会ビル4階ホール

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

定 員：各回共 80名

参加費：会 員 税込3,500円(内訳：受講料1,000円、テキスト含む資料代2,500円)

非会員 税込4,500円(内訳：受講料2,000円、テキスト含む資料代2,500円)

テキストは「元監督官が教える労働基準法・最低賃金法の申請・届出一切」(日本法令・定価2,592円)及びオリジナルレジュメを用意します。テキスト持参の方は備考欄にテキスト不要とご記入いただき、受講料のみお支払いください。

講 師：元労働基準監督署長 村木宏吉氏

内 容：法令手続の共通事項等総論 ほか

なお、第2回は各論①、第3回は各論②を予定しています。テキストは、第1回と同じです。

申込方法・問い合わせ先

下記の参加申込書によりファクシミリでお申し込みください。1週間前に受講票をFAXにて送信します。

東京都千代田区二番町9-8(一社)中央労働基準協会 TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

キャンセルに伴う受講料の取扱いについて：講習日以前7日間の期間中におけるキャンセル(欠席を含む、以下同様)については、お支払いいただいた受講料の返金はいたしません。また、未払い又は当日払いの方が、上記7日間の期間中にキャンセルされる場合には、後日発送する請求書により受講料をお支払下さるようお願いいたします。

第1回労働基準法等実務講座申込書(26.10.8)

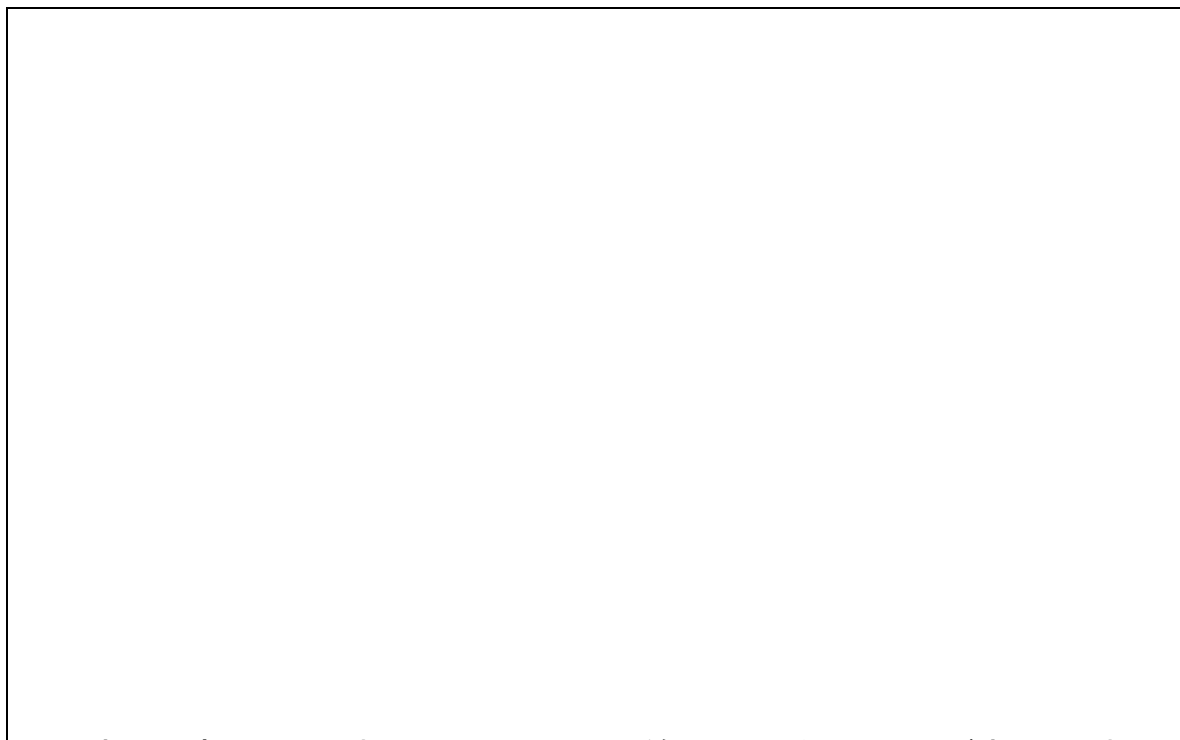
事業場名	TEL	
	FAX	
〈いずれかに○ 会員 非会員 〉		
所在地	〒	
	職 名	氏 名
支払方法	いずれかに○をつけて下さい。 銀行振込(振込予定日 月 日) ・ 当日払 請求書を希望 する しない 振込先： みずほ銀行麹町支店 普通預金 1177896 一般社団法人中央労働基準協会【(シヤ)チュウオウロウトウキジ ユンキョウカイ】	
備考		

FAX 03(3263)6485 中央労働基準協会宛
 お申込後のキャンセルは原則ご遠慮下さるようお願い申し上げます。

ご記入いただいた個人情報は、本講習の実施のため以外には使用いたしません

平成26年度 労働基準法等実務講座(第1回)

労働基準法・最低賃金法に基づく手続きに関する質問事項



※ 時間の都合で、すべての質問にお答えできない場合があります。